

○高知県立学校授業料等徴収条例

(昭和 23 年 3 月 26 日条例第 7 号)

改正 昭和 23 年 4 月 30 日条例第 27 号 昭和 24 年 4 月 1 日条例第 14 号 昭和 24 年 7 月 12 日条例第 29 号
号 号
昭和 24 年 9 月 13 日条例第 35 号 昭和 25 年 2 月 14 日条例第 9 号 昭和 26 年 3 月 23 日条例第 21 号
号 号
昭和 27 年 5 月 31 日条例第 18 号 昭和 28 年 3 月 20 日条例第 28 号 昭和 28 年 7 月 28 日条例第 43 号
号 号 号
昭和 29 年 3 月 30 日条例第 9 号 昭和 30 年 4 月 1 日条例第 24 号 昭和 31 年 3 月 27 日条例第 9 号
昭和 35 年 4 月 1 日条例第 16 号 昭和 40 年 3 月 27 日条例第 16 号 昭和 47 年 3 月 25 日条例第 9 号
号
昭和 49 年 12 月 21 日条例第 47 号 昭和 51 年 7 月 15 日条例第 21 号 昭和 52 年 3 月 24 日条例第 10 号
号 号 号
昭和 53 年 10 月 16 日条例第 30 号 昭和 56 年 3 月 24 日条例第 11 号 昭和 59 年 3 月 23 日条例第 9 号
号 号
昭和 61 年 3 月 22 日条例第 14 号 昭和 62 年 3 月 18 日条例第 7 号 平成元年 3 月 24 日条例第 6 号
号
平成 2 年 3 月 26 日条例第 7 号 平成 3 年 3 月 20 日条例第 4 号 平成 3 年 7 月 10 日条例第 19 号
平成 5 年 3 月 22 日条例第 8 号 平成 7 年 3 月 17 日条例第 8 号 平成 8 年 3 月 26 日条例第 21 号
平成 9 年 3 月 25 日条例第 5 号 平成 9 年 12 月 24 日条例第 45 号 平成 10 年 3 月 30 日条例第 22 号
号 号
平成 10 年 7 月 28 日条例第 29 号 平成 11 年 3 月 26 日条例第 21 号 平成 12 年 3 月 28 日条例第 34 号
号 号 号
平成 12 年 12 月 26 日条例第 88 号 平成 13 年 3 月 27 日条例第 9 号 平成 13 年 7 月 6 日条例第 41 号
号
平成 14 年 3 月 29 日条例第 25 号 平成 15 年 3 月 28 日条例第 6 号 平成 15 年 10 月 24 日条例第 52 号
号 号
平成 16 年 3 月 30 日条例第 25 号 平成 16 年 10 月 22 日条例第 60 号 平成 17 年 3 月 29 日条例第 23 号
号 号 号
平成 19 年 3 月 23 日条例第 23 号 平成 19 年 12 月 28 日条例第 91 号 平成 22 年 3 月 26 日条例第 16 号
号 号 号
平成 22 年 6 月 29 日条例第 33 号 平成 22 年 3 月 26 日条例第 17 号 平成 22 年 12 月 23 日条例第 57 号
号 号 号
平成 23 年 7 月 15 日条例第 27 号 平成 26 年 3 月 25 日条例第 47 号 平成 28 年 7 月 1 日条例第 47 号
号 号

県議会の議決を経て、高知県立学校入学考査料、入学料及び授業料条例を次のように定める。

高知県立学校授業料等徴収条例

題名改正〔昭和 26 年条例 21 号・52 年 10 号〕

第 1 条 県立学校へ入学を志願する者は、次に掲げる額の入学手数料を納付しなければならない。

(1) 県立中学校にあつては、2,200 円

追加〔平成 22 年条例 57 号〕

(2) 県立高等学校の全日制の課程にあつては、2,200 円

追加〔平成 22 年条例 57 号〕

(3) 県立高等学校の定時制の課程にあつては、950 円

追加〔平成 22 年条例 57 号〕

一部改正〔平成 22 年条例 57 号〕

全部改正〔昭和 31 年条例 9 号〕、一部改正〔昭和 35 年条例 16 号・40 年 16 号・47 年 9 号・49 年 47 号・51 年 21 号・56 年 11 号・59 年 9 号・61 年 14 号・62 年 7 号・平成元年 6 号・2 年 7 号・3 年 4 号・5 年 8 号・7 年 8 号・8 年 21 号・9 年 5 号・45 号・10 年 22 号・29 号・12 年 34 号・88 号・13 年 41 号・22 年 57 号〕

第 2 条 県立高等学校に入学を許可された者は、当該学校長の指定する期日までに、次に掲げる額の入学料を納付しなければならない。

(1) 全日制の課程にあつては、5,650 円

追加〔平成 22 年条例 57 号〕

(2) 定時制の課程にあつては、2,100 円

追加〔平成 22 年条例 57 号〕

(3) 通信制の課程にあつては、500 円

追加〔平成 22 年条例 57 号〕

一部改正〔平成 22 年条例 57 号〕

全部改正〔昭和 31 年条例 9 号〕、一部改正〔昭和 35 年条例 16 号・40 年 16 号・47 年 9 号・49 年 47 号・52 年 10 号・53 年 30 号・56 年 11 号・59 年 9 号・61 年 14 号・62 年 7 号・平成元年 6 号・2 年 7 号・3 年 4 号・19 号・5 年 8 号・7 年 8 号・8 年 21 号・9 年 5 号・45 号・10 年 22 号・29 号・12 年 34 号・88 号・13 年 9 号・15 年 6 号・22 年 57 号〕

第 3 条 県立高等学校に在学する者は、次項に規定する者を除き、次に掲げる額の授業料を納付しなければならない。

[次項]

(1) 全日制の課程にあつては、年額 118,800 円

(2) 定時制の課程のうち、単位制による課程以外の課程にあつては、年額 32,400 円

(3) 定時制の課程のうち、単位制による課程にあつては、1単位につき1,740円

一部改正〔平成26年条例47号〕

- 2 県立高等学校に在学する者のうち、県立高等学校の通信制の課程に在学する者は、1単位につき330円の受講料を納付しなければならない。
- 3 県立高等学校に在学する者のうち、県立高等学校の全日制の課程のうち単位制による課程に在学する者で修業年数が3年を超えるものが納付する授業料の額は、第1項第1号の規定にかかわらず、1単位につき3,960円とする。ただし、当該授業料の年間の合計額が全日制の課程の年額を超えるときは、当該年額とする。

〔第1項第1号〕

- 4 県立高等学校に在学する者のうち、当該県立高等学校その他の県立高等学校において一部の科目を併せて履修する者は、次に掲げる額の受講料を納付しなければならない。
- (1) 県立高等学校の全日制の課程において併せて履修する科目にあつては、1単位につき3,960円
- (2) 県立高等学校の定時制の課程において併せて履修する科目にあつては、1単位につき1,740円
- (3) 県立高等学校の通信制の課程において併せて履修する科目にあつては、1単位につき330円

追加〔平成3年条例4号〕、全部改正〔平成19年条例91号・22年33号〕、一部改正〔平成5年条例8号・8年21号・10年22号・13年9号・16年25号・19年23号・26年47号〕

第3条の2 県立高等学校以外の高等学校等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第2条に規定する高等学校等をいう。)に在学する者で、県立高等学校において一部の科目を併せて履修するものは、前条第4項各号に掲げる額の受講料を納付しなければならない。

〔高等学校等就学支援金の支給に関する法律第2条〕〔前条第4項第1号〕〔前条第4項第2号〕〔前条第4項第3号〕

一部改正〔平成26年条例47号〕

- 2 定時制の課程又は通信制の課程を置く県立高等学校において、当該定時制の課程又は通信制の課程の聴講生として特定の科目を履修する者は、当該科目1単位につき1,740円の受講料を納付しなければならない。

全部改正〔平成22年条例33号〕、一部改正〔平成10年条例22号・11年21号・13年9号・16年25号・19年23号・26年47号〕

第4条 授業料は、毎月25日(次の各号に掲げる月分にあつては、当該各号に掲げる日)までに、その額の12分の1に相当する額を納付しなければならない。

- (1) 第1学年又は第1年次の者の4月分 6月25日

一部改正〔平成22年条例33号・26年47号〕

(2) 第1学年又は第1年次の者の5月分 6月25日

追加〔平成26年条例47号〕

(3) 7月分 9月25日

追加〔平成26年条例47号〕

(4) 8月分 9月25日

追加〔平成26年条例47号〕

(5) 2月分 2月10日

一部改正〔平成26年条例47号〕

(6) 3月分 3月10日(最終学年又は最終年次の者にあつては、2月10日)

一部改正〔平成26年条例47号〕

一部改正〔平成22年条例16号・33号・57号・26年47号〕

2 県立高等学校の専攻科の授業料について前項の規定を適用する場合においては、同項中「次の各号に」とあるのは「第1号、第5号及び第6号に」と、同項第1号中「6月25日」とあるのは「5月25日」とする。

[\[前項\]](#) [\[同項\]](#) [\[同項第1号\]](#)

追加〔平成26年条例47号〕

3 受講料は、当該学校長が指定する日までに、その額を納付しなければならない。

一部改正〔平成22年条例16号・57号・26年47号〕

全部改正〔昭和47年条例9号〕、一部改正〔昭和52年条例10号・平成2年7号・3年4号・9年45号・10年29号・13年9号・15年6号・16年60号・22年16号・17号・33号・57号・26年47号〕

第5条 授業料の納期前に留学し、休学し、退学し、若しくは転学する者又は納期後に入学した者は、その際その月分の授業料を納付しなければならない。ただし、留学又は休学を許可した期間の初日が前条第1項(同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する納期限の日の属する月の初日(同条第1項第1号(同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第1号において同じ。)、第2号から第4号まで及び第6号(同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。))に掲げる月分(前条第1項第6号に掲げる月分にあつては、最終学年又は最終年次の者に係るものに限る。)にあつては、次に掲げる日)であるときにあつては、その月分の授業料を徴収しない。

[\[前条第1項\]](#) [\[同条第2項\]](#) [\[同条第1項第1号\]](#) [\[同条第2項\]](#) [\[第1号\]](#) [\[第2号\]](#) [\[第3号\]](#) [\[第4号\]](#) [\[第6号\]](#) [\[同条第2項\]](#) [\[前条第1項第6号\]](#)

(1) 前条第1項第1号に掲げる月分 4月1日

[\[前条第1項第1号\]](#)

追加〔平成 26 年条例 47 号〕

(2) 前条第 1 項第 2 号に掲げる月分 5 月 1 日

[前条第 1 項第 2 号]

追加〔平成 26 年条例 47 号〕

(3) 前条第 1 項第 3 号に掲げる月分 7 月 1 日

[前条第 1 項第 3 号]

追加〔平成 26 年条例 47 号〕

(4) 前条第 1 項第 4 号に掲げる月分 8 月 1 日

[前条第 1 項第 4 号]

追加〔平成 26 年条例 47 号〕

(5) 前条第 1 項第 6 号に掲げる月分 3 月 1 日

[前条第 1 項第 6 号]

追加〔平成 26 年条例 47 号〕

一部改正〔平成 26 年条例 47 号〕

全部改正〔昭和 29 年条例 9 号〕、一部改正〔昭和 49 年条例 47 号・平成元年 6 号・19 年 23 号・26 年 47 号〕
第 6 条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者があると認めるときは、教育長の副申に基づいて、授業料又は受講料の全部又は一部を免除することができる。

(1) 学習に対する意欲を有する者であつて、学資が不十分であるもの

一部改正〔平成 22 年条例 57 号〕

(2) 特別の事情のある者

一部改正〔平成 22 年条例 57 号〕

2 知事は、外国からの留学生について、特に必要があると認めるときは、入学手数料、入学料又は授業料の全部又は一部を免除することができる。

一部改正〔平成 22 年条例 57 号〕

全部改正〔昭和 24 年条例 35 号〕、一部改正〔昭和 49 年条例 47 号・52 年 10 号・平成 9 年 45 号・11 年 21 号・14 年 25 号・22 年 57 号〕

第 7 条 留学又は休学中の者からは、授業料を徴収しない。

2 前項の授業料を徴収しない期間は、留学又は休学を許可した期間の初日の属する月の翌月(当該留学又は休学を許可した期間の初日が月の初日であるときにあつては、当該日の属する月)から復学を許可した当該復学の日の属する月の前月までの間とする。

[前項]

一部改正〔平成 19 年条例 23 号〕

一部改正〔昭和 29 年条例 9 号・52 年 10 号・平成元年 6 号・19 年 23 号〕

第 8 条 授業料は、全月欠席してもこれを免除しない。

一部改正〔昭和49年条例47号・52年10号〕

第9条 授業料の滞納が5日に及んだ者に対しては、その納付に至るまでその授業を停止することがある。

2 授業停止後2週間を経過してもなお納付しない者は、これを除籍することができる。

一部改正〔昭和52年条例10号・平成3年4号〕

第10条 既納の入学手数料、入学料、授業料及び受講料は、還付しない。ただし、授業料を前納した場合であつて当該前納した者が卒業、留学、休学、退学又は転学をしたときにおける当該卒業、留学、休学、退学又は転学をした月の翌月(留学又は休学を許可した期間の初日が月の初日であるときにあつては、当該日の属する月)以後のもの及び納付した者の責めに帰すべき事由によらない場合における既納の授業料については、この限りでない。

全部改正〔昭和47年条例9号〕、一部改正〔昭和52年条例10号・平成元年6号・9年45号・13年9号・15年6号・16年60号・19年23号・22年16号・57号〕

全部改正〔昭和47年条例9号〕、一部改正〔昭和52年条例10号・平成元年6号・9年45号・13年9号・15年6号・16年60号・19年23号・22年16号・57号〕

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

追加〔平成14年条例25号〕

附 則

1 この条例は、昭和23年4月1日から、これを施行する。

一部改正〔平成23年条例27号〕

2 東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)の発生の日において特定被災区域(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第2条第3項に規定する特定被災区域をいう。)に住所又は居所を有していた被災者は、第1条及び第2条の規定にかかわらず、第1条に規定する入学手数料及び第2条に規定する入学料を県に納付することを要しない。

追加〔平成23年条例27号〕

3 平成28年熊本地震(平成28年4月14日21時26分以降に発生した熊本県を中心とする一連の地震活動をいう。以下この項において同じ。)が発生した同日において、平成28年熊本地震に際し災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された市町村の区域に住所又は居所を有していた被災者は、第1条及び第2条の規定にかかわらず、第1条に規定する入学手数料及び第2条に規定する入学料を県に納付することを要しない。

追加〔平成28年条例47号〕

一部改正〔平成23年条例第27号・28年47号〕

附 則(昭和23年4月30日条例第27号)

この条例は4月30日から施行する。

附 則(昭和24年4月1日条例第14号)

この条例は4月1日から施行する。

附 則(昭和24年7月12日条例第29号)

この条例は7月12日から施行する。

附 則(昭和24年9月13日条例第35号)

この条例は9月13日から施行する。

附 則(昭和25年2月14日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和24年4月1日から適用する。

附 則(昭和26年3月23日条例第21号)

この条例は、昭和26年4月1日から施行する。

附 則(昭和27年5月31日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和27年4月1日から適用する。

附 則(昭和28年3月20日条例第28号)

この条例は、昭和28年4月1日から施行する。

附 則(昭和28年7月28日条例第43号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和29年3月30日条例第9号)

この条例は、昭和29年4月1日から施行する。

付 則(昭和30年4月1日条例第24号)

この条例は、昭和30年4月1日から施行する。

付 則(昭和31年3月27日条例第9号)

この条例は、昭和31年4月1日から施行する。

付 則(昭和35年4月1日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和40年3月27日条例第16号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和40年4月1日から施行する。

(経過規定)

2 この条例施行の日の前日において現に高等学校、女子大学及び短期大学に在籍する者の授業料については、なお従前の例による。

付 則(昭和47年3月25日条例第9号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例施行の日の前日において、現に県立高等学校又は県立大学に在学し、引き続き在学する者の授業料の額については、なお従前の例による。

附 則(昭和 49 年 12 月 21 日条例第 47 号)

この条例は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条中高知県立学校入学手数料、入学料及び授業料条例第 1 条の改正規定(高知女子大学保育短期大学部に係る部分に限る。)は、昭和 50 年度の高知女子大学保育短期大学部の入学試験に係る学生の募集の開始の日から施行する。

附 則(昭和 51 年 7 月 15 日条例第 21 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和 51 年 8 月 1 日から施行する。ただし(中略)第 2 条の規定による改正後の高知県立学校入学手数料、入学料及び授業料条例(以下「改正後の授業料条例」という。)の規定は昭和 51 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 昭和 51 年 3 月 31 日において現に県立高等学校又は県立大学に在学し、引き続き在学する者に係る授業料の額については、改正後の授業料条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 改正後の授業料条例第 3 条の規定にかかわらず、昭和 51 年度において県立高等学校又は県立大学に入学した者(以下「昭和 51 年度入学者」という。)から徴収する同年度に係る授業料の額は、次の表に定める額とする。

区分	課程	金額	
高等学校	全日制の課程	年	21,600 円
	定時制の課程	年	4,500 円
高知女子大学	通常の課程	年	29,700 円
	聴講生その他の授業を行う課程	1 単位 (昭和 51 年 10 月 1 日以後に開講する科目にあつては、900 円)	450 円
高知女子大学保育短期大学部	通常の課程	年	28,500 円
	聴講生その他の授業を行う課程	1 単位 (昭和 51 年 10 月 1 日以後に開講する科目にあつては、850 円)	450 円
高知短期大学	通常の課程	年	19,500 円
	聴講生その他の授	1 単位	450 円

	業を行う課程	(昭和 51 年 10 月 1 日以後に開講する科目にあつては、600 円)
--	--------	--

- 4 改正後の授業料条例第 4 条本文の規定にかかわらず、昭和 51 年度に係る 1 学年につき定めた授業料のうち昭和 51 年 10 月から昭和 52 年 3 月までの各月に昭和 51 年度入学者が納付すべき金額は、次の表に掲げる区分に応じ同表に掲げる額とする。

区分	課程	金額
高等学校	全日制の課程	2,400 円
	定時制の課程	500 円
高知女子大学	通常の課程	3,300 円
高知女子大学保育短期大学部	通常の課程	3,100 円
高知短期大学	通常の課程	1,900 円

- 5 改正後の授業料条例第 4 条の規定にかかわらず、昭和 51 年度入学者で、改正後の授業料条例の施行の日前に既に 1 学年につき定めた授業料の額のうち昭和 51 年 10 月から昭和 52 年 3 月までの各月に納付すべき額の全部又は一部を前納しているものは、次の表に掲げる額とこれに対応する当該前納した全部又は一部の額との差額に相当する額を、別に知事が定めるところにより納付しなければならない。

区分	課程	金額
高等学校	全日制の課程	14,400 円
	定時制の課程	3,000 円
高知女子大学	通常の課程	19,800 円
高知女子大学保育短期大学部	通常の課程	18,600 円
高知短期大学	通常の課程	11,400 円

- 6 昭和 51 年度入学者のうち県立大学の聴講生その他の授業を行う課程に在学している者で、改正後の授業料条例の施行日前に既にその者の受講に係る科目(昭和 51 年 10 月 1 日以後に開講する科目に限る。以下この項において同じ。)につき授業料を納付しているものは、次の表に掲げる額に当該受講に係る科目の単位数に相当する数を乗じて得た額を、別に知事が定めるところにより納付しなければならない。

区分	課程	金額
----	----	----

高知女子大学	聴講生その他の授業を行う課程	450 円
高知女子大学保育短期大学部	聴講生その他の授業を行う課程	400 円
高知短期大学	聴講生その他の授業を行う課程	150 円

附 則(昭和 52 年 3 月 24 日条例第 10 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。
(高知県通信教育入学料及び受講料徴収条例の廃止)
- 2 高知県通信教育入学料及び受講料徴収条例(昭和 24 年高知県条例第 36 号)は、
廃止する。
(経過措置)
- 3 この条例の施行の日の前日において、現に県立高等学校又は県立大学に在学し、
引き続き在学する者に係る授業料及び受講料の額については、この条例による
改正後の高知県立学校授業料等徴収条例(以下「新条例」という。)第 3 条の規
定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 昭和 51 年度に県立高等学校又は県立大学に入学した者に係る授業料の額は、
新条例第 3 条及び前項の規定にかかわらず、この条例による改正前の高知県立
学校入学手数料、入学料及び授業料条例(以下「旧条例」という。)第 3 条に規
定する額とする。
- 5 この条例の施行前において、旧条例又は附則第 2 項の規定による廃止前の高知
県通信教育入学料及び受講料徴収条例の規定に基づいてなされた行為は、新条
例の規定に基づいてなされたものとみなす。
(高知県収入証紙条例の一部改正)
- 6 高知県収入証紙条例(昭和 39 年高知県条例第 1 号)の一部を次のように改正す
る。
(次のよう略)

附 則(昭和 53 年 10 月 16 日条例第 30 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日の前日において現に県立高等学校又は県立大学に在学し、
引き続き在学する者に係る授業料の額については、この条例による改正後の高
知県立学校授業料等徴収条例(以下「新条例」という。)第 3 条第 1 項の規定に
かかわらず、なお従前の例による。
- 3 昭和 54 年度において県立高等学校又は県立大学に入学した者に係る授業料の
額は、新条例第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、次の表に定める額とする。

区分	課程	金額	
高等学校	全日制の課程	年	48,000 円
	定時制の課程	年	8,400 円
高知女子大学	通常の課程	年	74,400 円
	聴講生その他の授業を行う課程	1 単位	1,700 円
高知女子大学保育短期大学部	通常の課程	年	60,600 円
	聴講生その他の授業を行う課程	1 単位	1,350 円
高知短期大学	通常の課程	年	31,200 円
	聴講生その他の授業を行う課程	1 単位	820 円

附 則(昭和 56 年 3 月 24 日条例第 11 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。(後略)

(経過措置)

2 昭和 56 年 3 月 31 日において、現に県立高等学校又は県立大学に在学し、引き続き在学する者に係る授業料の額については、第 2 条の規定による改正後の高知県立学校授業料等徴収条例第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(昭和 59 年 3 月 23 日条例第 9 号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日において現に県立高等学校又は県立大学に在学し、引き続き在学する者に係る授業料及び受講料の額については、この条例による改正後の高知県立学校授業料等徴収条例(次項において「新条例」という。)第 3 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 昭和 59 年度において県立大学に入学した者に係る授業料の額は、新条例第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、次の表に定める額とする。

区分	課程	金額	
高知女子大学	通常の課程	年	180,000 円
	聴講生その他の授業を行う課程	1 単位	4,400 円
高知女子大学保育短期大学	通常の課程	年	132,000 円

部	聴講生その他の授業を行う課程	1 単位	3,200 円
高知短期大学	通常の課程	年	72,000 円
	聴講生その他の授業を行う課程	1 単位	1,900 円

附 則(昭和 61 年 3 月 22 日条例第 14 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。(後略)
(経過措置)
- 3 昭和 61 年 3 月 31 日において、現に県立大学に在学し、引き続き在学する者に係る授業料の額については、第 2 条の規定による改正後の高知県立学校授業料等徴収条例(次項において「新条例」という。)第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 昭和 61 年度において県立大学に入学した者に係る入学料の額は、新条例第 2 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(昭和 62 年 3 月 18 日条例第 7 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日の前日において現に県立高等学校に在学し、引き続き在学する者に係る授業料及び受講料の額については、この条例による改正後の高知県立学校授業料等徴収条例第 3 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成元年 3 月 24 日条例第 6 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日の前日において現に県立大学に在学し、引き続き在学する者に係る授業料の額については、この条例による改正後の高知県立学校授業料等徴収条例(次項において「新条例」という。)第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成元年度において県立大学に入学した者に係る入学料の額は、新条例第 2 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 2 年 3 月 26 日条例第 7 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日において現に県立高等学校に在学し、引き続き在学する者に係る授業料及び受講料の額については、この条例による改正後の高知県立学校授業料等徴収条例第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成3年3月20日条例第4号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成3年度の聴講生として県立大学へ入学を志願する者に係る入学手数料の額については、この条例による改正後の高知県立学校授業料等徴収条例(以下「新条例」という。)第1条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成3年度において県立大学に入学した者に係る入学料の額については、新条例第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の日の前日において現に県立大学に在学し、引き続き在学する者に係る授業料の額については、新条例第3条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成3年7月10日条例第19号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成3年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成3年10月1日以後、平成3年度において県立大学の聴講生その他の授業を行う課程に入学する者に係る入学料の額は、高知県立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例(平成3年高知県条例第4号)附則第3項及びこの条例による改正後の高知県立学校授業料等徴収条例第2条の規定にかかわらず、次の表に定める額とする。

区分	金額
高知女子大学	8,000円
高知女子大学保育短期大学部	5,600円
高知短期大学	4,000円

附 則(平成5年3月22日条例第8号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成5年度の聴講生として県立大学へ入学を志願する者に係る入学手数料の額については、この条例による改正後の高知県立学校授業料等徴収条例(以下「新条例」という。)第1条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成5年度において県立大学に入学した者に係る入学料の額については、新条例第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の日の前日において現に県立高等学校又は県立大学に在学し、引き続き在学する者に係る授業料及び受講料の額については、新条例第3条及び第3条の2第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成7年3月17日条例第8号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成7年度の科目等履修生として県立大学へ入学を志願する者に係る入学手数料の額については、この条例による改正後の高知県立学校授業料等徴収条例(以下「新条例」という。)第1条の規定にかかわらず、この条例による改正前の高知県立学校授業料等徴収条例第1条に規定する聴講生に係る入学手数料の額とする。
- 3 平成7年度において県立大学に入学した者に係る入学料の額については、新条例第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の日の前日において現に県立大学に在学し、引き続き在学する者に係る授業料の額については、新条例第3条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成8年3月26日条例第21号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日の前日において現に県立高等学校に在学し、引き続き在学する者に係る授業料及び受講料の額については、この条例による改正後の高知県立学校授業料等徴収条例第3条及び第3条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成9年3月25日条例第5号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
(経過措置)

- 2 平成9年度の科目等履修生として県立大学へ入学を志願する者に係る入学手数料の額については、この条例による改正後の高知県立学校授業料等徴収条例(以下「新条例」という。)第1条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成9年度において県立大学に入学した者に係る入学料の額については、新条例第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の日の前日において現に県立大学に在学し、引き続き在学する者に係る授業料の額については、新条例第3条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成9年12月24日条例第45号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。ただし、第1条ただし書を削る改正規定、同条の表の改正規定(高知女子大学の大学院及び高知短期大学の専攻科に係る部分に限る。)、第2条ただし書を削る改正規定及び同条の表の改正規定(高知女子大学の大学院及び高知短期大学の専攻科に係る部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成10年度において県立大学(高知女子大学の大学院及び高知短期大学の専攻科を除く。次項において同じ。)の一部の科目を履修する課程へ入学を志願する者に係る入学手数料の額については、この条例による改正後の高知県立学校授業料等徴収条例(以下「新条例」という。)第1条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成10年度において県立大学の専ら研究をする課程以外の課程に入学した者に係る入学料の額については、新条例第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の日の前日において現に県立大学に在学し、引き続き在学する者に係る授業料の額については、新条例第3条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成10年3月30日条例第22号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日において現に県立高等学校に在学し、引き続き在学する者に係る授業料及び受講料の額については、この条例による改正後の高知県立学校授業料等徴収条例第3条及び第3条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成10年7月28日条例第29号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 11 年 3 月 26 日条例第 21 号)

この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 28 日条例第 34 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成 12 年度において県立大学に入学した者に係る入学料の額については、この条例による改正後の高知県立学校授業料等徴収条例(次項において「新条例」という。)第 2 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日の前日において現に県立大学に在学し、引き続き在学する者に係る授業料の額については、新条例第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 12 年 12 月 26 日条例第 88 号)

この条例は、(中略)公布の日から施行する。

附 則(平成 13 年 3 月 27 日条例第 9 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成 13 年度において県立大学に入学した者に係る入学料の額については、この条例による改正後の高知県立学校授業料等徴収条例(以下「新条例」という。)第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日の前日において現に県立高等学校に在学し、引き続き在学する者に係る授業料及び受講料の額については、新条例第 3 条及び第 3 条の 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の日の前日において現に県立大学に在学し、引き続き在学する者に係る授業料の額については、新条例第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(高知県収入証紙条例の一部改正)

- 5 高知県収入証紙条例(昭和 39 年高知県条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成 13 年 7 月 6 日条例第 41 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 13 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 3 月 29 日条例第 25 号)

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 3 月 28 日条例第 6 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 平成 15 年度において高知短期大学に入学した者に係る入学料の額については、この条例による改正後の高知県立学校授業料等徴収条例(次項において「新条例」という。)第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成 13 年 3 月 31 日において現に県立大学に在学し、引き続き在学する者に係る授業料の額については、新条例第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(高知県収入証紙条例の一部改正)

4 高知県収入証紙条例(昭和 39 年高知県条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成 15 年 10 月 24 日条例第 52 号)

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 3 月 30 日条例第 25 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日において現に県立高等学校に在学し、引き続き在学する者に係る授業料及び受講料の額については、この条例による改正後の高知県立学校授業料等徴収条例第 3 条第 1 項及び第 2 項並びに第 3 条の 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 16 年 10 月 22 日条例第 60 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日において現に県立高等学校に在学し、引き続き在学する者に係る授業料の額については、この条例による改正後の高知県立学校授業料等徴収条例第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 17 年 3 月 29 日条例第 23 号)

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 23 日条例第 23 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日において現に県立高等学校に在学し、引き続き在学する者に係る授業料及び受講料の額については、この条例による改正後の高知県立学校授業料等徴収条例第 3 条から第 3 条の 3 までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 19 年 12 月 28 日条例第 91 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日において現に県立高等学校の定時制課程(単位制による課程であるものを除く。)に在学し、引き続き在学する者で、県立高等学校の全日制の課程の単位制による課程において一部の科目を併せて履修するものに係る受講料の額については、この条例による改正後の高知県立学校授業料等徴収条例(次項において「新条例」という。)第 3 条の 2 第 1 号及び同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成 19 年 3 月 31 日において現に県立高等学校に在学し、引き続き在学する者にあつては、新条例第 3 条の 2 第 1 号中「3,960 円」とあるのは「3,840 円」と、同条第 2 号中「1,740 円」とあるのは「1,680 円」と、同条第 3 号中「330 円」とあるのは「320 円」とする。ただし、平成 5 年 3 月 31 日において現に県立高等学校に在学し、引き続き在学するときは同条第 2 号中「1,740 円」とあるのは「1,000 円」と、同条第 3 号中「330 円」とあるのは「200 円」と、平成 8 年 3 月 31 日において現に県立高等学校に在学し、引き続き在学するときは同条第 2 号中「1,740 円」とあるのは「1,000 円」と、同条第 3 号中「330 円」とあるのは「230 円」と、平成 10 年 3 月 31 日において現に県立高等学校に在学し、引き続き在学するときは同条第 2 号中「1,740 円」とあるのは「1,380 円」と、同条第 3 号中「330 円」とあるのは「270 円」と、平成 13 年 3 月 31 日において現に県立高等学校に在学し、引き続き在学するときは同条第 2 号中「1,740 円」とあるのは「1,440 円」と、同条第 3 号中「330 円」とあるのは「280 円」と、平成 16 年 3 月 31 日において現に県立高等学校に在学し、引き続き在学するときは同条第 2 号中「1,740 円」とあるのは「1,500 円」と、同条第 3 号中「330 円」とあるのは「290 円」とする。

附 則(平成 22 年 3 月 26 日条例第 16 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 22 年 5 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条第 1 項の改正規定は、公布の日から施行する。

(高知県収入証紙条例の一部改正)

2 高知県収入証紙条例(昭和 39 年高知県条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成 22 年 6 月 29 日条例第 33 号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 4 条第 1 項の改正規定は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の高知県立学校授業料等徴収条例(以下「新条例」という。)の規定は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

3 新条例の規定は、平成 22 年度以降の県立高等学校の授業料及び受講料について適用し、平成 21 年度以前の県立高等学校の授業料及び受講料については、なお従前の例による。

4 新条例第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 22 年度の県立高等学校の授業料については、次の各号に掲げる月に当該各号に掲げる日までに、その額の 8 分の 1 に相当する額を納付しなければならない。

(1) 平成 22 年 8 月から平成 23 年 1 月まで 毎月 20 日

(2) 平成 23 年 2 月 同月 10 日

(3) 平成 23 年 3 月 同月 10 日(最終学年又は最終年次の者にあつては、同年 2 月 10 日)

(高知県収入証紙条例の一部改正)

5 高知県収入証紙条例(昭和 39 年高知県条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(県立大学の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

6 県立大学の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(平成 22 年高知県条例第 17 号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成 22 年 3 月 26 日条例第 17 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

廃止〔平成 22 年条例 57 号〕

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の県立大学の設置及び管理に関する条例(次項において「旧条例」という。)の規定により設置された高知女子大学(以下この項において「旧高知女子大学」という。)は、この条例による改正後の県立大学の設置及び管理に関する条例(次項において「新条例」という。)の規定にかかわらず、平成23年3月31日において旧高知女子大学に在学する者が旧高知女子大学に在学しなくなる日以後の最初の3月31日までの間、存続するものとする。この場合における高知県立学校授業料等徴収条例(昭和23年高知県条例第7号)の規定の適用については、同条例第3条第3項の表中「高知県立大学」とあるのは「高知女子大学(県立大学の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(平成22年高知県条例第17号)附則第2項の規定により存続するものとされた同条例による改正前の県立大学の設置及び管理に関する条例(昭和28年高知県条例第40号)の規定により設置された高知女子大学をいう。第4条第2項において同じ。)」と、同条例第4条第2項中「高知県立大学」とあるのは「高知女子大学」とする。

一部改正〔平成22年条例33号〕、廃止〔平成22年条例57号〕

- 3 旧条例の規定により高知女子大学に置かれた大学院(以下この項において「旧大学院」という。)は、新条例の規定にかかわらず、平成23年3月31日において旧大学院に在学する者が旧大学院に在学しなくなる日以後の最初の3月31日までの間、存続するものとする。この場合における高知県立学校授業料等徴収条例の規定の適用については、同条例第1条第3項中「高知県立大学大学院」とあるのは「高知女子大学大学院(県立大学の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(平成22年高知県条例第17号。以下「改正条例」という。)附則第3項の規定により存続するものとされた改正条例による改正前の県立大学の設置及び管理に関する条例(昭和28年高知県条例第40号)の規定により高知女子大学に置かれた大学院をいう。以下同じ。)」と、同条例第2条第2項中「高知県立大学大学院」とあるのは「高知女子大学大学院」と、同条例第3条第3項の表中「高知県立大学」とあるのは「高知女子大学(改正条例附則第2項の規定により存続するものとされた改正条例による改正前の県立大学の設置及び管理に関する条例の規定により設置された高知女子大学をいう。第4条第2項において同じ。)」と、同条例第3条の6第2項中「高知県立大学大学院」とあるのは「高知女子大学大学院」と、「当該大学院」とあるのは「高知県立大学大学院」と、同条例第4条第2項中「高知県立大学」とあるのは「高知女子大学」とする。

一部改正〔平成22年条例33号〕、廃止〔平成22年条例57号〕

(高知県立学校授業料等徴収条例の一部改正)

4 高知県立学校授業料等徴収条例の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

一部改正〔平成 22 年条例 33 号〕、廃止〔平成 22 年条例 57 号〕

一部改正〔平成 22 年条例 33 号〕、一部改正条例の施行前の廃止〔平成 22 年条例 57 号〕

附 則(平成 22 年 12 月 23 日条例第 57 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日(平成 23 年規則第 22 号で、平成 23 年 4 月 1 日とする。)から施行する。

(高知県立学校授業料等徴収条例の一部改正)

- 2 高知県立学校授業料等徴収条例(昭和 23 年高知県条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(高知県立学校授業料等徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 この条例による県立大学の廃止後において前項の規定による改正前の高知県立学校授業料等徴収条例の規定により納付すべき県立大学の入学手数料、入学料、授業料、研修料、免許状更新講習手数料及び学位論文審査手数料については、なお従前の例による。

(高知県収入証紙条例の一部改正)

4 略

(県立大学の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の廃止)

- 5 県立大学の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(平成 22 年高知県条例第 17 号)は、廃止する。

附 則(平成 23 年 7 月 15 日条例第 27 号)

この条例は、公布の日から施行し、第 4 条の規定による改正後の高知県立学校授業料等徴収条例の規定は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 26 年 3 月 25 日条例第 47 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日において現に県立高等学校に在学し、引き続き在学する者に係る授業料及び受講料の徴収については、この条例による改正後の高知県立学校授業料等徴収条例第 3 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の日の前日において現に県立高等学校以外の高等学校等(公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律(平成 25 年法律第 90 号)による改正前の公立高等学校に

係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成 22 年法律第 18 号)第 2 条第 1 項に規定する高等学校等をいう。)に在学し、引き続き在学する者に係る受講料の徴収については、この条例による改正後の高知県立学校授業料等徴収条例第 3 条の 2 第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(高知県収入証紙条例の一部改正)

- 4 高知県収入証紙条例(昭和 39 年高知県条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成 28 年 7 月 1 日条例第 47 号)

この条例は、公布の日から施行し、第 4 条の規定による改正後の高知県立学校授業料等徴収条例の規定は、平成 28 年 4 月 14 日から適用する。